

部局長会議議事概要（３月２３日）

総 務 課

1 日 時

令和２年３月２３日（月）午前９時３０分～９時４５分

2 場 所

第一応接室（県庁舎３階）

3 出席者

佐竹知事、堀井副知事、川原副知事

各部局長（農林水産部は次長）、危機管理監、教育長、警察本部長

4 議 事

総務部長

- 地方自治法の改正により令和２年４月１日から開始する内部統制について、次の事項を説明した。

《説明項目》

- 1 試行の状況
- 2 取組の概要
- 3 実施スケジュール

知事

- 事務ミスはあってはならないことであり、特に金銭に関わるものは回復までに時間を要し県民の信用を失うほか、職員に賠償責任が課されることもあるので、十分注意すること。
- 事務処理に当たっての様々なチェックは、面倒なことではあるが、念には念を入れ、正確性を確保すること。
- 職員一人ひとりが自覚を持って取り組むこと。

以上

内部統制の実施について

令和2年3月23日
総務課

業務の効率的かつ効果的な遂行や業務に関わる法令の遵守など、組織としての事務の適正な執行を確保するため、令和2年度からの導入が義務づけられている内部統制制度について、本年2月までに実施した試行の結果を踏まえ、4月1日から本格的に取り組む。

1 試行の状況

(1) 実施期間

令和元年12月9日から令和2年2月25日まで

(2) 取組件数

18部局150課所 ・ 1,598件

(3) 事務ミスの発生等の状況

- ① 事務ミスの発生 : なし
② 未然に防止された件数 : 6件

(4) 試行の結果

内部統制の手順に問題がないことや事務ミスを有効に防止できることが確認された。

2 取組の概要

(1) 秋田県内部統制に関する基本方針

別紙のとおり

(2) 対象事務

財務事務（次表のとおり）

No.	対象事務	取組対象とする額	No.	対象事務	取組対象とする額
1	予算事務（一般）	全て	8	支出事務（一般）	500万円以上
2	起債事務	全て	9	支出事務（建設工事）	5,000万円以上
3	国庫補助金申請事務	100万円以上		※建設工事に準ずる作業委託	1,000万円以上
4	収入事務（一般）	100万円以上	10	支出事務（建設コンサル業務）	1,000万円以上
5	財産貸付事務	100万円以上	11	補助金交付事務（間接補助事業）	500万円以上
6	行政財産使用許可事務	100万円以上	12	補助金交付事務（県単補助事業）	500万円以上
7	自動車税身障減免事務	全て	13	生活保護費支給事務	全て

(3) 対象部局

知事部局において、本庁各課室、地域振興局各部、その他地方機関ごとを単位として取り組む。

(4) 取組体制

知事を責任者とし、内部統制の体制整備と運用を推進する「内部統制推進部局」の下で各課所がリスク対応策の実施や自己評価等を行うとともに、「内部統制評価部局」が取組全体の評価を行う体制とする。

(5) 取組内容

① リスク対応策の実施

各課所において、対象事務ごとに定めた「確認シート」により、設定した確認項目をチェックしながら業務を遂行し、リスクの発生を抑止に努める。

② 自己評価

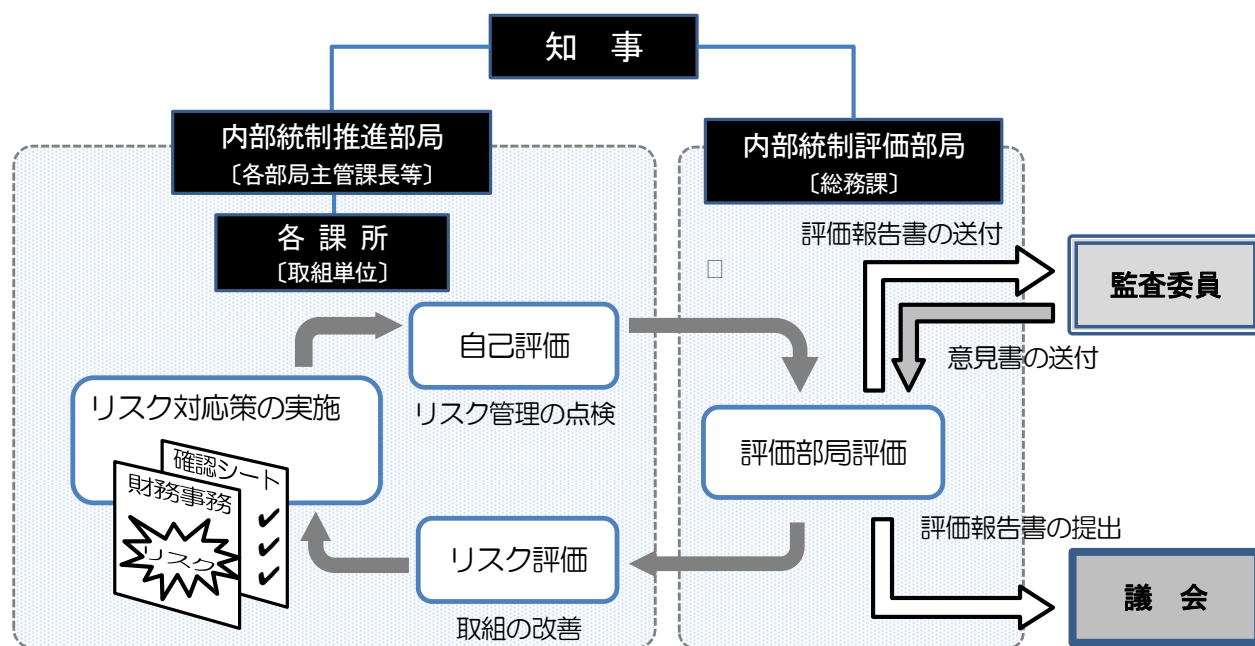
各課所は、年度末において取組に対する自己評価を行い、内部統制推進部局が全体を取りまとめて、内部統制評価部局に報告する。

③ 評価部局評価、議会への報告等

知事は、内部統制評価部局に評価報告書を作成させ、監査委員の審査に付すとともに、監査委員の意見を付けて議会へ提出し、公表する。

④ 取組の改善

内部統制推進部局は、評価の結果等を踏まえ、取組の改善を図る。



3 実施スケジュール

4月

取組開始

- 各課所での対象事務、リスク対応策の確認 -
- 確認シートによる業務プロセスごとのチェック -

翌年2月～4月

自己評価（各課所・各部局・内部統制推進部局）

翌年5月～7月

評価部局評価（※）

翌年8月～9月

監査委員への評価報告書の送付、意見聴取（※）

翌年9月～10月

議会への報告、公表（※）

※ 令和2年度からの取組であるため、評価部局評価以降の事務は令和3年度から発生。

秋田県内部統制に関する方針

地方自治法第150条第1項の規定に基づき、法令に適合した適正な事務の管理及び執行を確保するため、次のとおり内部統制に関する方針を定めます。

1 目的

次に掲げる目的の達成のため、内部統制に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織及び運営の合理化に継続的に取り組み、効率的かつ効果的な業務の遂行を確保します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等の財務報告その他の報告に影響を及ぼす情報を適切に管理し、報告に対する信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守の徹底

法令その他の規範の遵守を徹底することにより、業務の適正な遂行を確保し、県政への信認を高めます。

(4) 資産の保全

県が保有する資産、情報等について、取得、使用、処分等の手続を適切に実施し、その保全を図ります。

2 対象事務

内部統制の対象とする事務は、地方自治法第9章に規定する事務（財務に関する事務）とします。

3 取組体制等

(1) 取組内容

組織として一定の業務水準を確保しつつ、適正な業務遂行がなされるよう、全職員が、対象事務について、内在するリスクを分析・評価し、リスク発生を抑制する手順を実施します。

(2) 取組・評価体制

各部局及び各地域振興局からなる内部統制推進幹事会を設置し、全庁的な取組の推進を図るとともに、内部統制評価部局を設置し、内部統制体制の整備・運用の状況について、独立的な観点から評価します。

(3) 取組内容の継続的な改善

評価を通じて明らかとなったリスク管理手順の不備や監査委員からの指摘等を踏まえ、リスク対応策への反映等を行い、継続的に取組の改善を進めます。

令和2年4月1日

秋田県知事 佐竹敬久